

令和 4 年 6 月 29 日現在

機関番号：41309

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K02284

研究課題名(和文)職業上の機会均等の観点からの高等官任用資格試験の研究

研究課題名(英文)Study on the higher civil service examination from the perspective of equal opportunity

研究代表者

堀之内 敏恵 (HORINOUCHI, Toshie)

仙台青葉学院短期大学・こども学科・教授(移行)

研究者番号：50757169

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、高等試験を1920年代から1930年代の教育制度改革議論における中心的課題の一つであった機会均等、特に職業上の機会均等の観点から分析することを目的として、中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者に対して、高等試験予備試験の受験資格を認定するために新たに設けられた、高等試験令第七条試験(以下、高資)について検討した。高資は制度としては中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者が、高等官を目指すための機会を開く方途として整備されていったとみなせるものの、現実的な機能としては極限定的であったことを跡づけた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、学歴による職業選択、就業格差が顕著であった戦前の社会において、中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者にとって、高等官になるための機会を開く制度として、高資にどれほどの現実的な機能があったのか検討した。制度が整備されることと現実的な機能との乖離状況を実証的に明らかにした本研究の成果は、今日においても解消されていない学歴による職業選択、就業格差という社会問題に対して歴史的示唆を提示し得る。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to examine the higher civil service examination from the perspective of equal opportunity, especially vocational opportunity, which was one of the central issues in the discussion on educational system reform from the 1920s to the 1930s. We analyzed the examination based upon Article 7 of the Higher Examination Ordinance, which was newly established to certify the qualifications for taking the preliminary examination. Although the system could be regarded as a way to open up opportunities for those who did not have an educational background equal to or higher than that of junior high school graduates to become higher officials, it was found that its practical function was extremely limited.

研究分野：教育学、日本教育史

キーワード：高等官任用資格試験 高等試験令第七条試験 職業上の機会均等 就業格差

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

高等官任用の資格試験である高等試験は、試験に及第すると文官、すなわち行政官、外交官、司法官に任用される資格が与えられる、出自を問わない人材選抜システムである。高等試験については帝国大学との関連において、あるいは圧倒的多数を占める帝国大学卒業生の可否や官界でのキャリアに焦点化して研究成果が蓄積されてきた。一方、高等試験では中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者が、専門学校入学者検定試験(以下、専検)や高等試験令第七条試験(以下、高資)に合格することで受験資格を得て、高等試験予備試験、本試験へと進む道も開かれていた。しかし、その制度や機能、受験実態、任用状況などは研究対象とはされてこなかった。

高資は、高等試験令(1918年1月18日勅令第7号)により新たに設けられた、予備試験を受験するための資格を認定する試験である。高資の合格は、制度上予備試験の受験と判任官の任用という官吏任用関連においてのみ中学校卒業と同等の資格と認められるという独特の性質をもつ。学歴による職業選択、就業格差が顕著であった戦前の社会において、中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者にとって、高等官になるための機会を開く制度として、高資にどれほどの現実的な機能があったのか。為政者はどのような目的をもって制度を設計、運用し、受験者はどのような動機、展望により応試したのか。両者の側からの検討が必要になる。

2. 研究の目的

本研究では、中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者の高等試験の受験実態について、高資に焦点を当て、制度の整備過程や運用状況、受験者の動向を明らかにする。高等試験を1920年代から1930年代の教育制度改革議論における中心的課題の一つであった機会均等、特に職業上の機会均等の観点から検討することが目的である。

3. 研究の方法

上述の目的を達成するために以下の方法で研究を進めた。第一に、分析のためのデータベースの作成である。これまで把握されていなかった高資の受験者数、合格者数、試験日程、試験会場などの基礎事項、高資の合格により予備試験受験資格を得て合格し、本試験にも合格して高等官になる資格を得た者の統計情報を官報、文部省年報、戦前期官僚制研究会編/秦郁彦著『戦前期日本の官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、1981年などを用いて明らかにする。

第二に、史料、文献の調査収集、分析である。一次史料としては各文書館に所蔵されている高資に関する出願書類などの発掘により、年齢、学歴や職歴など受験者の実態、行政文書の発掘により、試験実施状況、事務手続を明らかにする。二次史料としては、受験雑誌や受験指南書の受験体験記の分析から、高資受験者の学習方法、応試の動機、合格後の展望、帝国議会会議録、新聞、教育雑誌の記事から為政者による高資の制度設計上の意図を明らかにする。以上の作業で明らかになった高資の実態を職業上の機会均等の観点から分析する。

4. 研究成果

(1) 高資の整備および運用

中学校卒業者と同等以上の学力があるかを審査、証明する試験として、1903年に専検が設けられ、高等文官試験の受験資格にも活用されてきた。高等試験令の制定に伴い改めて高資という、国語、漢文、歴史、地理、数学、物理、化学の7科目について中学校卒業程度において行う、予備試験を受験するための資格を認定する試験が設けられた背景として二つ指摘した。一つには、

長年の懸案事項であった試験制度改革、特に高等試験令により司法科に統合され、中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない場合は、専検合格により予備試験の受験資格を得る必要が生じることになる弁護士試験受験者への対応の必要性である。また、第一次大戦による好況が影響として考えられる。官吏の任用が求められ、総数が増加しているにもかかわらず、東京帝国大学法学部卒業生の任用は相対的に減少傾向にあった。予備試験の受験資格として、中学校卒業者という下限の学歴ラインを引きつつも、中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者であっても、優秀な者に対しては高等官への道を広く開くことが求められた可能性を示した。

制度の運用については二期に区分できることを示した。第一期は、高等試験令第七条にもとづいて、高等試験令第七条及第八条二関スル件（1918年2月28日文部省令第3号）が定められ、同令が1924年10月11日（文部省令第23号）により改正されるまでの時期である。1918年から1921年までは東京高等師範学校附属中学校で、1922年は広島高等師範学校附属中学校が、1923年以降は大阪府立市岡中学校が加わり3か所となった。試験は1年に1回行われ7科目すべてに合格する必要があった。第二期は、1924年10月11日、文部省令第23号により高等試験令第七条及第八条二関スル件が改正されてから、1948年12月3日、法律第222号により国家公務員法が改正され第一次改正法律附則第十二条により、高等試験令が廃止されるまでの時期である。1925年から1948年までは専検と同時開催となり、試験会場は全国の地方庁所在地等へと広がっていった。第一期から第二期への変化で特筆すべき点は、専検と同時開催となったことに加え、専検で合格した科目が高資で免除となったこと、科目合格制が導入されたことである。この改変により、高資の合格証書を得るため物理的な機会は広がっていった。

（2）高資の受験動向と受験者

高資は1918年から1948年まで実施され、31年間の出願者数は27,136人、合格証書は3,011人に交付された。出願者数、合格者数、合格率など受験動向を上述の第一期、第二期にわけて検討した。第一期は、合格率は10%台から30%台と平均して高く、高資という試験の認知が高まるにつれ受験者が増え、それに伴い試験会場も1か所から3か所へと増えていった。第二期は、専検と同時開催となり受験会場が全国の地方庁所在地へと拡大し、受験者数も1927年の3,802人を頂点として、1930年代前半まで1,000人前後で推移した。科目合格制が導入され、受験機会や受験者も増えたが合格者数は比例して伸びはしなかった。埼玉県、大阪府、宮城県等の公文書館から入手した受験免除科目が記された史料を年度ごとに追うと、科目合格制の導入を利用して、専検と高資両方の受験により合格科目をコツコツと積み上げていく様子が伺えるものの、7科目すべてに合格することは簡単ではないことも同時に示していた。

受験者については、一次史料である受験者名簿、調書等の発見、開示状況が十分ではないため、断片的な事例の収集にとどまっているが、各文書館から入手した学歴、職業、生年月日が確認できる史料を検討した。入手した史料中、確認できた最年少受験者は中等教育の卒業年齢である17歳で、全体的に若い青年層が多かったが、最年長は40歳であった。高資合格ののうち予備試験、本試験に合格してはじめて高等官の任用資格が得られることを考えると、壮年層には時間的にも厳しい道のりである。

（3）高資を経た高等試験本試験の合格者

高資、予備試験、本試験、三つの試験について合格者名簿を照らし合わせることで、高資の合格により予備試験の受験資格を得て合格し、本試験にも合格して、高等官となる資格を得た者がどの程度いたのかを検討した。合格者名簿を発見できていない年度があることや、氏名表記の精

査など課題が残っているが、本研究時点で確認できた行政科合格者数は64人であった。1918年から1947年までの行政科合格者7,513人に対する比率は0.85%である。高資を経て高等官を目指すという道は制度としては開かれていたものの、実態としては大変厳しいものであった。

30年間を通して継続的に合格者は現れているが、高資の合格年を起点に第一期、第二期の合格者の最終学歴を比べると大きな違いがあり、高資の役割が変化したことが明らかになった。第一期においてはごく少数ではあるが、高等小学校以上の通学教育の機会にあずからなかった者が、高資という新規の試験の創設により、高等試験の受験資格を得て予備試験、本試験を突破し高等官になる資格を得る機会を提供していた。一方、第二期は合格者の半数以上を占めたのは通信官吏練習所を最終学歴とする者で、1924年入学者より予備試験の受験資格が得られなくなり、高資あるいは専検の合格により予備試験の受験資格を得る必要に迫られた者たちであった。

本試験の合格と入省の前後関係については、合格前から入省していた者が、合格後(合格と同じ年を含む)に入省した者を大きく上回っていた。合格者の多くは判任官等として省内で働きながら努力を重ね高資、予備試験、本試験と合格をつかみ取っていた。

(4) 高資受験動機

制度として開かれていたとしても高資を経て予備試験、本試験に合格し高等官になる資格を得ることができた者は限定的であった。数多く出版された受験指南書、受験雑誌等により現実の一端は受験生に伝わっていたと考えられるが、高資の受験者数は1930年代半ばまで増え続けた。高資受験の動機、中学校卒業者と同等以上の学歴を有しない者にとって高資合格のもつ意味について、各種資格試験に関する受験雑誌『受験界』(1920年～1941年)に掲載された高資の合格体験記138件を検討した。その際、受験者名簿、調書の発見、開示状況の不足を補うべく、職歴、学歴、受験回数などの受験者情報も拾い出した。先行研究として、『受験界』に掲載された合格体験記については、菅原亮芳が専検合格者に関して分析を行っている¹。

受験動機については、主として将来の高等試験本試験の受験を目指しての受験であることが抽出された(72件)。高資が高等試験予備試験を受験するための資格を認定する試験であるため必然である。そのうえで、専検を意識した記述に注意を払う必要がある(24件)。専検の不合格が続いた、専検より科目数が少ない、外国語など特定科目が高資では課されない、経済的に上級学校への進学は叶わないので高資に進む方が得策などの合格者の声からは、専検と高資との制度設計上の違いを意識して戦略的に高資を受験していたことが窺い知れる。また、徴兵検査までに中学校卒業程度の資格を取っておきたかったから等の記述もあり、制度上は予備試験の受験と判任官の任用という官吏任用関連においてのみではあるが、7科目の合格で中学校卒業と同等の資格と認められる高資は、こうした希望に叶うものだったと考えられる。

¹ 菅原亮芳「『受験界』が伝えた『専検』と受験者・合格者」『近代日本における学校選択情報雑誌メディアは何を伝えたか』学文社、2013年。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 堀之内敏恵	4. 巻 34
2. 論文標題 高等試験令第七条試験の研究 戦前期官吏任用制度におけるバイパスとしての機能に着目して	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人間発達研究	6. 最初と最後の頁 65-81
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 堀之内敏恵
2. 発表標題 高等試験令第七条試験の研究
3. 学会等名 教育史学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------